



2018年7月5日

各 位

会 社 名 株式会社レノバ
代表者名 代表取締役社長 CEO 木南 陽介
(コード番号：9519 東証1部)
問合せ先 執行役員 CFO 森 暁彦
(TEL.03-3516-6263)

当社取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2 本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）への新たなインセンティブプランとして株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、並びに本制度に関する議案を2018年8月29日開催予定の第19回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」ことを経営理念（ミッション）とし、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を目指すべき企業の姿（ビジョン）としております。

本制度は、当社ビジョンの実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的に、取締役等へのインセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型（社外取締役については業績非連動型）の株式報酬制度として導入するものです。

- (2) 本制度は、株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度で業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランです。

当社は、株式交付信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、①取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて業績評価確定後に、②社外取締役に対しては、客観的な立場から業

務執行の妥当性を判断する経営監督機能を適正に確保する観点から業績目標の達成度にかかわらず一定数を事業年度毎に、交付及び給付（以下「交付等」という。）します。

(3) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬に係る承認決議を得ることを条件とします。

2. 役員報酬の方針

(1) 基本方針

当社の役員報酬制度は、上記「経営理念（ミッション）」及び「目指すべき企業の姿（ビジョン）」を実現するために、以下を基本方針としております。

- ①各分野におけるプロフェッショナル人材を登用しやすい環境整備
- ②優秀な幹部人材へのアトラクション、リテンションが可能な報酬制度
- ③中長期的成長に焦点を絞りその実現をコミット
- ④中長期業績の到達点における業績規模に相応しい報酬水準
- ⑤適時適切な人材獲得及びリテンションへの対応を可能とするため、運用の機動性を確保
- ⑥報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、対外的な説明責任の基盤を構築

(2) 報酬水準の考え方

取締役等の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模を踏まえ、同程度の業績規模を有する企業の報酬水準をベンチマークとして設定しています。

(3) 報酬構成

取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び中長期の業績に連動する業績連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績連動型株式報酬の割合は、0%から100%までとなっております。また、業績連動評価として重視している指標としてはEBITDA（償却前営業利益）（※1）を採用しております。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっております。

（※1） 経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋長期前払費用償却（電力負担金償却及び繰延消費税償却）＋のれん償却額＋繰延資産償却額（開業費償却及び創立費償却）

(4) 報酬ガバナンス

当社では、取締役等の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会（任意機関）を設置しております。指名・報酬委員会の委員長は筆頭独立社外取締役とし、過半数を独立社外取締役で構成しています。

また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して報酬制度を検討する体制としています。

なお、本制度導入についても、外部コンサルタントの支援を受け、指名・報酬委員会による十分な審議を経て取締役会に答申され、これに基づき取締役会で審議・決定されております。

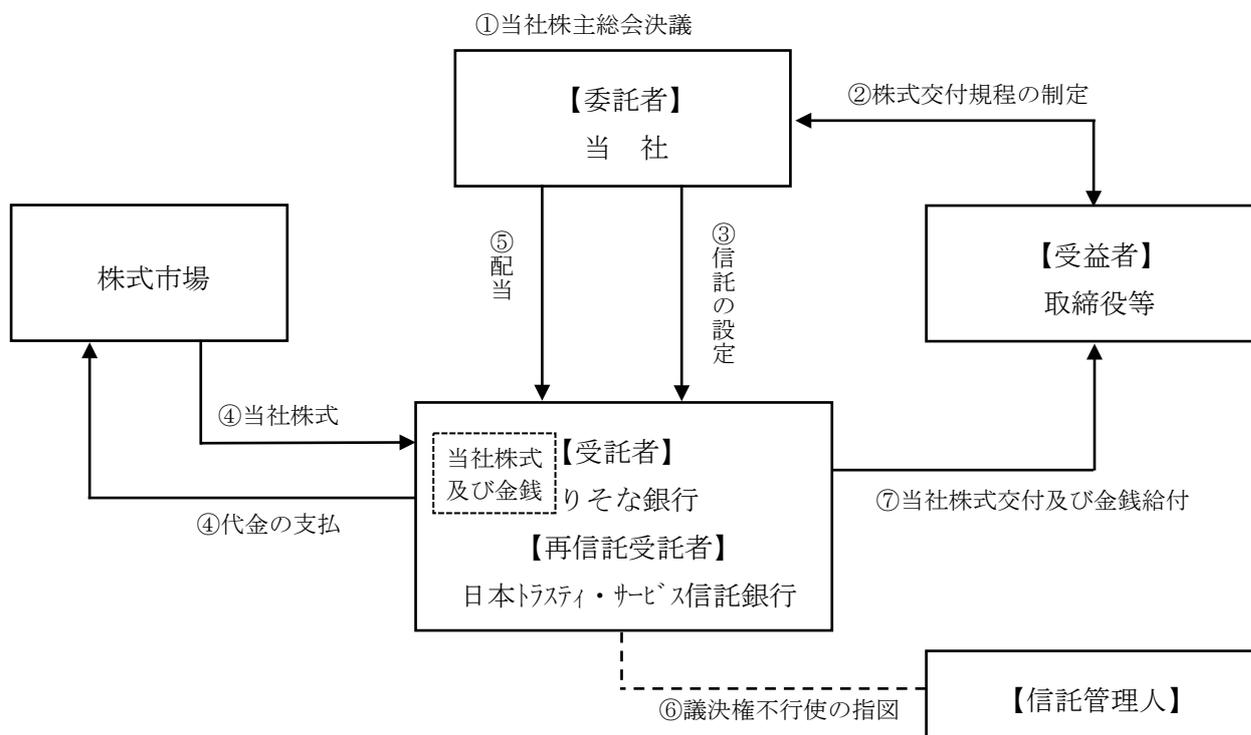
3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて各取締役等に交付等する株式報酬制度です。なお、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（※1）の翌事業年度の業績評価確定後とし、社外取締役については事業年度毎とします。

（※1）制度対象期間とは4事業年毎に定める期間とします。詳細は（4）本制度の対象期間のとおりとします。

（本制度の仕組み）



① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。

② 当社は取締役会において当社株式の交付等に係る株式交付規程を制定します。

- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、信託期間中、上記②の株式交付規程に基づき、役員及び業績目標の達成度に応じて事業年度毎にポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。また、社外取締役に対しては、業績目標の達成度にかかわらず事業年度毎に一定数のポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員

(4) 本制度の対象期間

2018年6月1日より開始する事業年度から4事業年度を「当初制度対象期間」とします。また、以後も同様に4事業年度毎を制度対象期間とし、各制度対象期間の開始後4事業年度終了後に次期制度対象期間を開始するものとします。

なお、当社は、本株主総会に事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする旨の定款の一部変更議案を付議する予定であり、これが承認可決されれば決算日は現行の5月31日から3月31日となります。この場合、当初制度対象期間は、2018年6月1日より2022年3月31日までとなります。

(5) 信託期間

2018年10月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等により終了します。

(6) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（8）及び（9）に従って株式等の交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託

が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的に、取締役については、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合、2018年6月1日より開始する4事業年度の「当初制度対象期間」に関し、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として、166百万円（うち、社外取締役については45百万円）を上限として本信託に拠出します（※1）。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

また、それ以降の各制度対象期間開始時も、本信託が終了するまでの間、当社は原則として各制度対象期間における4事業年度に関し、上記金額を上限として、本制度に基づく取締役への交付等を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該制度対象期間の開始直前日に本信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式等の交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を勘案した上で、当該制度対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

（※1）ご参考として、執行役員について、当初制度対象期間において、本制度に基づく交付等を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金は、414百万円を上限とします。

また、それ以降の各制度対象期間における執行役員分の拠出金額については、その時点の当社の業績や経済情勢等を総合的に考慮し、合理的な範囲で決定をする予定です。

(7) 本信託が取得する当社株式の取得方法及び数

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはない、希薄化が生じることはありません。

取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示します。

ご参考として、当初制度対象期間における株式取得資金として拠出する資金の上限金額の合計580百万円を原資として、2018年7月4日の終値1,358円で取得した場合、取得する株式数は、427,098株となり、発行済株式総数に占める割合は1.15%となります。

(8) 各取締役等に交付等する当社株式等の算定方法及び上限

当社は、本株主総会以降に当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度毎にポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。また、社外取締役に対しては、業績目標の達成度にかかわらず事業年度毎に一定数のポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を交付等します。

取締役等に付与されるポイントは、下記(9)の株式等の交付等の際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。(但し、本株主総会における承認決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

(9) 各取締役等に対する当社株式等の交付等

取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員については、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、各制度対象期間中に付与された総ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

社外取締役については、事業年度毎に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該事業年度に付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(9)により当社の取締役等に交付等される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、株式取得資金、本信託の信託報酬等の信託費用に充当します。

(12) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

【本信託の概要】

名称	: 取締役等向け株式交付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 本制度の対象者のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者

本信託契約の締結日 : 2018 年 10 月中旬 (予定)
金銭を信託する日 : 2018 年 10 月中旬 (予定)
信託の期間 : 2018 年 10 月中旬 (予定) から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

以 上

【リリースに関するお問い合わせ先】
株式会社レノバ IR 室 野瀬
TEL : 03-3516-6263 / E メール : ir@renovainc.jp